

「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日決定）
主要な取組（概要）

1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

○サイバー犯罪の取締り体制等の強化

→警察庁ではサイバー事案への対処能力の強化を図り、サイバー空間の安全・安心を確保するため、令和4年度の組織改正において、内部部局としてサイバー警察局を設置するとともに、関東管区警察局に重大サイバー事案の捜査等を行うサイバー特別捜査隊を設置した。

○サイバー攻撃事案の厳正な取締り及び実態解明

→令和3年4月、レンタルサーバの不正契約事件に関して、中国共産党員の男を検挙し、本事件の捜査等を通じて、宇宙航空研究開発機構（JAXA）等に対するサイバー攻撃事案について、攻撃者の背景組織として中国人民解放軍が関与している可能性を明らかにするなど、サイバー攻撃事案の実態解明を推進している。

→北朝鮮当局の下部組織とされるラザルスと呼称されるサイバー攻撃グループが、国内の暗号資産関係業者を暗号資産の窃取を目的としたサイバー攻撃の標的にしていると強く推察される状況にあることをサイバー特別捜査隊の捜査等によって明らかにするなど、サイバー攻撃事案の実態解明を推進している。また、こうした攻撃が今後も継続されると予想されることから、警察庁においては、暗号資産取引に関係する個人及び事業者に対して、金融庁及び内閣サイバーセキュリティセンターと連名で4年10月14日、注意喚起を行った。

○サイバー攻撃に対する防御力・回復力の向上

→国連決議にも基づくGGE及びOEWG、G7の枠組みやARF会期間会合、二国間協議等を通じて、国際的な協力・信頼醸成を促進した。

○サイバーセキュリティ基本法の改正

→平成28年4月、サイバーセキュリティ基本法を改正し、監査、原因究明調査等の対象を拡大することにより、国の行政機関に加えて、独立行政法人及び特殊法人等も含めたサイバーセキュリティ確保のための体制強化を図った。

→30年12月、サイバーセキュリティ基本法を改正し、サイバーセキュリティ協議会が組織され、官民の多様な主体が相互に連携し、サイバー攻撃に関する迅速な情報共有等を実施している。

○「サイバーセキュリティ戦略」の策定

→令和3年9月、サイバーセキュリティに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、サイバーセキュリティ基本法に基づき「サイバーセキュリティ戦略」を閣議決定した。

○サイバー犯罪対策に関する国際的な枠組みへの積極的参加

→我が国は、サイバー犯罪に関する条約の運営・普及に積極的に参画し、令和4年5月、より迅速かつ円滑な手続で他国からの電子的形態の証拠収集を可能とすること等を目的とする「協力及び電子的証拠の開示の強化に関するサイバー犯罪に関する条約の第二追加議定書」に署名した。また、4年2月に始まった国連におけるサイバー犯罪に関する新たな条約の起草交渉に、関係国と連携して積極的に参加している。

○日本版 NCFTA の創設

→平成26年11月、産学官のサイバー空間の脅威への対処経験を集約・分析・共有することにより、以後の事案発生防止に資するための活動を行うことを目的として、一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター（JC3）が業務を開始した。
→警察においては、JC3の活動に貢献するとともに、共有された情報を警察活動に迅速・的確に活用することとしている。

○青少年の安全・安心なインターネット利用環境整備の推進

→「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」等に基づき、フィルタリングの利用率向上のための取組の更なる推進、青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上促進、ペアレンタルコントロールによる対応の推進等、青少年のインターネット利用環境の整備に関する施策を総合的に推進している。

○通信履歴（ログ）の保存の在り方についての検討

→ログの保存が許容される期間を具体的に例示することを内容とする「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の解説の改正を行うとともに、関係事業者への周知を図り、関係事業者における適切な取組を推進するなどした。

2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策、カウンターインテリジェンス等

○官民一体となったテロに強い社会の実現

→平成29年12月、ラグビーワールドカップ2019及び2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の開催を見据えたテロ対策に更に万全を期し、各種テロ対策を政府が一丸となって強力に推進していくため、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」を決定した。

○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を見据えたテロ対策等の推進

→平成26年10月、「セキュリティ幹事会」を設置するなどして、東京2020大会のセキュリティ対策の検討を開始した。
→27年11月、セキュリティの万全と安全安心の確保を含む大会関連施策の方向を示した「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」を閣議決定した。

- 29年3月、各種施策を総合的かつ計画的に推進するため、「セキュリティ幹事会」において、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略（Ver.1）」を決定した（令和元年7月、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略」（以下「セキュリティ基本戦略」という。）として一部改定）。
- 平成29年6月、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画等の行為についての処罰規定の新設等を内容とする組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の改正がなされ、同年7月に施行されたことにより、同月、我が国は国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を締結した。
- 29年7月、「セキュリティ幹事会」決定に基づき、東京2020大会の安全に関する情報の集約、リスク分析等を行う「セキュリティ情報センター」を警察庁に設置した（令和3年9月解散）。
- 平成31年4月、「セキュリティ幹事会」決定に基づき、東京2020大会のサイバーセキュリティに係る脅威・インシデント情報の共有等を担う中核的組織としての「サイバーセキュリティ対処調整センター」を内閣官房に設置した（令和4年3月31日閉鎖）。
- 2年12月、東京2020大会におけるセキュリティ対策について新型コロナウイルス感染症対策を徹底しつつ、延期に伴う情勢変化へ対応するため、セキュリティ基本戦略を一部改定した。
- 3年3月、「セキュリティ幹事会」決定に基づき、東京2020大会における政府のセキュリティ対策の中心となる「セキュリティ調整センター」を内閣官房に設置した（同年9月閉鎖）。

○G7伊勢志摩サミット開催に向けた警備対策の推進

- 平成27年9月、サミットの安全かつ円滑な実施のために所要の対応を行うため、「伊勢志摩サミットにおける警備対策の基本方針」を決定した。

○G20大阪サミット開催に向けたセキュリティ対策の推進

- 平成30年10月、サミットの安全かつ円滑な実施のために所要の対応を行うため、「G20大阪サミット準備会議セキュリティ・ワーキンググループ」を設置するとともに、「G20大阪サミットにおけるセキュリティの基本方針」を決定した。

○原子力発電所等に対するテロ対策の強化

- 「海上保安能力強化に関する方針」に基づき、原子力発電所等におけるテロ対処・重要事案対応体制の強化を段階的に進めることとしている。
- 国際原子力機関（IAEA）の核物質防護に関する勧告文書（INFCIRC/225/Rev5）を踏まえ、事業者に対して種々の防護措置を求めている。また、令和2年度より開始した原子力規制検査において、事業者の核物質防護装置が規制要求を満たしていることに加え、自ら設定した基準等を満たしていることを確認することにより、事業者の自律的な改善活動を促している。さらに、元年9月に施行された「放射性同位元素等の規制に関する法律」の一部改正により、特に危険性の高い放射性同位元素（特定放射性同位元素）を取り扱う事業所を対象に、その盗取等を防止するための防護に係る措置（セキュリティ対策）等が新たに

義務付けられ、原子力規制委員会においては、警察と連携し、立入検査等を通じて、特定放射性同位元素の防護規制の着実な実施及び定着を図った。

○要人に対する警護の強化

→令和4年7月に安倍晋三元内閣総理大臣が街頭演説中に銃撃を受け、殺害されるという重大事案が発生した。この事案を受けて制定された新たな警護要則の下で、警護における警察庁の関与を抜本的に強化することとした。また、同年11月1日付けで、警察庁に新たに警備第二課を設置し、警護を担当する体制を大幅に拡充した。

○空港・港湾の警戒警備の強化

→空港においては、空港設置管理者及び航空関係事業者に対して、セキュリティ強化を指示している。また、高度な保安検査機器の導入の促進に加え、令和元年9月から、航空機搭乗前の保安検査を強化するなど航空保安検査の高度化を図っている。さらに、「航空法等の一部を改正する法律」が3年6月に成立し、4年3月に施行されたことにより、航空保安対策の確実な実施に係る制度が整備された。国土交通大臣は同月、改正航空法に基づく「危害行為防止基本方針」を策定・公表した。

→国際港湾においては、施設管理者による保安対策や国による立入検査に加え、円滑な物流を確保しつつ、制限区域における出入りを管理する「出入管理情報システム」を13港湾57施設に導入している。警察や海上保安部等も交えた保安設備の合同点検並びに保安レベルの引き上げ訓練及び情報伝達訓練を実施するとともに、港湾の水際・防災対策の関係者からなる連絡体制の構築に取り組み、一層の保安対策の強化を図っている。

○乗客予約記録（PNR）の取得・活用の強化

→テロリスト等の入国阻止、テロ関連物資等の流入阻止等のため、航空会社から乗客予約記録（PNR）を取得している。また、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を経由した電子的なPNRの取得を開始した。

→出入国在留管理庁においては、情報収集・分析を専門とする部署において、PNR等情報の高度な分析を行い、その結果を地方出入国在留管理官署と速やかに共有し、入国審査等に活用している。また、令和3年6月には、入国旅客のPNRの電子的報告を原則化している。

→財務省税関においては、「情報センターのPIU（パッセンジャー・インフォメーション・ユニット）」において電子的なPNRの一元的管理を行っており、平成28年11月から、24時間体制で分析・活用等を開始するなど、体制面の強化を行った。また、31年3月には、出入国旅客のPNRの電子的報告を原則化している。

○水際対策の推進

→事前旅客情報（API）、乗客予約記録（PNR）、外国人の個人識別情報（指紋及び顔写真）及びICPO紛失・盗難旅券データベースの情報を活用するとともに、外国出入国在留管理当局との情報連携を強化し、厳格な入国審査を実施しているほか、主要空港の直行通過区域におけるパトロール活動を行うとともに、海港においてパトロール及び臨船サーチを実施し、不審者の監視や摘発に努めている。国内外における新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、査証のオンライン申請及び電子査証を導入し、査証シールを廃止すること

によって、査証の偽造を防止することを目指している。

→国際航海船舶から通報される船舶保安情報の内容を精査するとともに、巡視船艇及び航空機による夜間を含む監視警戒や外国からの入港船舶に対する厳格な立入検査を実施することにより、テロの未然防止に努めている。

○上陸審査時における顔画像照合の実施

→平成28年10月から、テロリスト等の入国を水際で阻止するため、上陸審査時に外国人から提供を受けた顔写真とテロリスト等の顔画像との照合を実施している。

○F A T F 勧告等を踏まえたマネー・ローンダリング等対策の強化

→平成26年11月、F A T F 第三次対日相互審査で指摘された事項に対応するため、改正テロ資金提供処罰法、国際テロリスト財産凍結法、改正犯罪収益移転防止法が国会で成立し、28年10月までにこれら3法が施行された。

→29年4月、改正資金決済法及び改正犯罪収益移転防止法の施行により、仮想通貨交換業者（資金決済法の改正（令和2年5月1日施行）により、法令上、「仮想通貨」は「暗号資産」へ呼称変更）をマネー・ローンダリング等対策の対象とした。

→平成29年7月、組織的犯罪処罰法等の改正法が施行されたことにより、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約及び腐敗の防止に関する国際連合条約を締結した。

→30年7月、カジノ事業者を犯罪収益移転防止法上の特定事業者に追加し、犯罪収益移転防止規程をカジノ事業に係る免許審査の対象とすることなどを含む「特定複合観光施設区域整備法」が成立し、令和3年7月に全面施行された。4年7月には、カジノ事業の免許等の処分に係る審査基準等が策定された。

→元年5月、暗号資産の交換等を伴わず、他人のために暗号資産の管理をすることを規制の対象に追加すること等を含む「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、2年5月に施行された。

→3年8月、F A T F 第四次対日相互審査報告書の公表を契機として、政府一体となって強力に対策を進めるべく、警察庁・財務省を共同議長とする「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を設置するとともに、今後3年間の「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」を策定・公表した。また、4年5月、同政策会議にて、我が国のマネロン対策等の政府方針を示す「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」を決定、関係省庁連携の下、各種取組を進めている（こうした取組により、同年9月に公表された第1回F A T F フォローアップ審査報告書では、勧告2（国内当局間の連携）の評価が格上げされた）。

→マネロン等対策に資する法整備については、4年5月に、暗号資産を資本取引とみなして資産凍結措置等の対象とすることを含む「外国為替及び外国貿易法」の改正法が成立・施行されたほか、同年6月、電子決済手段等取引業者等について資金決済法に基づいて登録を求める等の規制の整備を行うことを含む「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」が成立した。

→さらに、4年12月、大量破壊兵器関連計画等関係者を財産凍結措置等の対象とすること、電子決済手段取引を資本取引とみなして資産凍結措置等の対象とすること、暗号資産交換業者に暗号資産の移転に係る通知義務を課すこと等を主な内容とする「F A T F 勧告対応

法」が成立した。

○国際テロ情報収集・集約体制の強化

- 平成27年12月、「国際テロ情報収集ユニット」や「国際テロ情報集約室」等を新設するとともに、在外公館担当官を増員した。
- 28年9月、「国際テロ情報収集ユニット」関係要員の約倍増を決定し、その後措置するなど、体制の増強を図った。今後とも、関係省庁間の検討に基づき、国際テロ情報収集・集約・共有機能の強化を推進していく。
- 30年8月、「国際テロ情報集約室」に「国際テロ対策等情報共有センター」を設置し、関係11省庁（内閣官房、警察庁、金融庁、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁及び防衛省）が保有するデータベースや知見等を活用してテロ関連情報等の迅速な共有・分析を行い、判明事項を官邸・政策部門や関係省庁に提供している（令和3年10月1日付けで「国際テロ対策・経済安全保障等情報共有センター」に名称変更）。

○第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）の成果の具体化

- 令和3年3月に開催された京都 kongress では、成果文書として「京都宣言」が全会一致で採択された。
- 我が国は、京都宣言の着実な実施に向け、再犯防止国連準則の策定の主導、「法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」の開催及び「アジア太平洋刑事司法フォーラム」の開催を通じ、安全・安心な社会の実現に貢献するとともに、法の支配に裏打ちされたルールに基づく国際秩序形成を主導していく。

○大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化

- 平成28年3月31日・4月1日、安倍総理は「核セキュリティ・サミット」に出席し、核物質の最小化と適正管理や国内管理体制の強化を始めとする我が国の核テロ対策に関する各種取組及びコミットメントを表明した。
- 28年12月、IAEA主催の「核セキュリティに関する国際会議」において、我が国は、核物質の最小化や適正管理、核セキュリティ分野の人材育成の継続を表明した。また、天野IAEA事務局長との間で、東京2020大会に向けた日IAEAの核テロ対策協力で一致した。IAEAとの間では、さらに、30年2月、「東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日IAEA間の実施取決め」に署名した。
- 29年6月、我が国は核テロ対策国際会議（核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ（GICNT）全体会合）を主催し、核セキュリティ分野の能力構築協力、核セキュリティへの地域的アプローチの促進等の活動方針が確認された。
- 30年7月、我が国はPSI（拡散に対する安全保障構想）海上阻止訓練「Pacific Shield 18」を主催し、大量破壊兵器等の拡散阻止に係る参加各国及び関係機関の連携強化を図るとともに、国際社会の強い意思を示した。

3 犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進

○「再犯の防止等の推進に関する法律」を踏まえた再犯防止対策の推進

→平成28年12月に成立した「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、29年12月、政府として初めてとなる「再犯防止推進計画」を閣議決定した。同計画においては、5つの基本方針の下、7つの重点課題について115の施策を盛り込んでおり、30年度から、同計画に基づき各種施策を推進している。また、令和元年12月、犯罪対策閣僚会議において「再犯防止推進計画加速化プラン」を決定し、「再犯防止推進計画」に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき3つの課題（①満期釈放者対策の充実強化、②地方公共団体との連携強化の推進、③民間協力者の活動の促進）に対応した各種取組を加速させている。

○少年非行対策の推進

→少年の健全な育成を図るためには、少年の規範意識の向上と少年を取り巻く地域社会の絆の強化が必要であるため、少年警察ボランティア、関係機関・団体等と連携して、非行少年を生まない社会づくりを推進している。

○薬物事犯者に対する指導及び支援の充実強化

→平成27年11月、法務省及び厚生労働省の共同により、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を策定し、28年4月から実施している。

○協力雇用主等に対する支援の推進

→平成27年度から、刑務所出所者等を雇用し、就労継続に必要な指導等を行う協力雇用主に対して奨励金を支給する「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」を実施している。

4 社会を脅かす組織犯罪への対処

○暴力団、準暴力団等に対する取締り強化と厳正な処分の促進

→平成27年8月末以降、短期間に3団体に分裂した山口組については、相互に対立状態が続いていることから、これらの団体に関する情報収集、取締り、警戒活動等を推進している。特に、六代目山口組と神戸山口組に関連して、刃物や銃器を使用した事件が続発していることから、これらの団体に対する警戒及び取締りの更なる強化を図るとともに、両団体を「特定抗争指定暴力団等」に指定するなど暴力団対策法の効果的な活用によって、市民の安全確保及び対立抗争等の封圧に努めている。

○「第五次薬物乱用防止五か年戦略」に基づく薬物乱用対策

→平成30年8月、「薬物乱用対策推進会議」において策定された「第五次薬物乱用防止五か年戦略」の「広報・啓発による薬物乱用未然防止」、「適切な治療等による薬物の再乱用防止」、「取締りの徹底と乱用薬物の流通防止」、「水際対策の徹底による薬物密輸入阻止」及び「国際連携・協力を通じた薬物乱用防止」の5つの目標に沿って、関係機関が連携して危険ドラッグ対策を含む総合的な薬物乱用対策を推進している。

5 活力ある社会を支える安全、安心の確保

○子供の性被害防止に係る対策の推進

→「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」に基づき、子供の性被害の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開、国際社会との連携の強化、児童が性被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援等を推進している。

○児童虐待対策の推進

→児童虐待への対応については、これまで、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の累次の改正や、民法等の改正により、制度的な充実が図られてきたところであるが、さらに、平成30年以降、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について、「児童虐待防止対策の更なる推進について」などの必要な対策を講じてきた。さらに、令和4年12月には、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を決定した。

→平成31年3月には、関係閣僚会議において、児童虐待の発生予防・早期発見や児童虐待発生時の迅速・的確な対応等を強化する内容とする「児童虐待防止対策の抜本的強化について」を決定した。また、同決定にあわせて「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。同法案は、国会での審議を経て、令和元年6月に成立、一部規定を除き、2年4月に施行された。この改正法では、主に、親権者等による体罰の禁止、児童相談所の体制強化、児童相談所の設置促進、関係機関間の連携強化などが定められている。さらに、4年4月には、子どもや家庭に包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置や訪問による家事支援など子どもや家庭を支える事業の創設を行うこと等を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。同法案は、国会での審議を経て、4年6月に成立、一部規定を除き、6年4月に施行される。これらの対策に基づき、引き続き所要の措置を講じていく。

→平成27年7月から、児童相談所全国共通ダイヤルを、3桁番号「189」に変更するとともに、28年4月から児童相談所につながるまでの時間を短縮し、30年2月から携帯電話等からの発信にコールセンター方式を導入するなど、発信者の利便性の向上に努めている。更に、令和元年12月には、虐待通告の無料化などの運用改善を行うとともに、ダイヤルの名称を「児童相談所虐待対応ダイヤル」へ変更した。

○ストーカー・配偶者からの暴力事案等への対策の推進

→ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案に的確に対処するため、都道府県警察において、所要の体制を構築し、的確な対応の徹底を図っている。また、令和3年5月に成立した「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」を踏まえ、改正後のストーカー規制法の規定を積極的に適用し、ストーカー事案に対処している。

→4年7月、「ストーカー総合対策」を改訂し、関係機関と連携したストーカー被害者支援、加害者の更生に向けた取組等を一層推進している。

→内閣府においては、2年4月に「DV相談プラス」を開設するなど、被害者の多様なニ-

ズに対応できるよう取り組んでいる。また、配偶者暴力防止法の見直しについて、必要な法制化の作業を進めているほか、DV対策抜本強化局長級会議等を開催し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に係る施策の抜本強化に向け検討を進めている。

○性犯罪・性暴力被害者等に対する支援

→令和2年6月に、「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」においてとりまとめられた「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、4年度までの3年間で、「集中強化期間」として、実効性ある取組を推進している。

○若年層を対象とした性的な暴力に係る対策の推進

→令和3年から、4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と位置付け、様々な性暴力被害の予防啓発等を行うとともに、AV出演被害を防ぎ、被害者の救済を図るため、4年6月23日に施行されたAV出演被害防止・救済法に基づき、取組を進めている。

○いじめ問題への対応の強化

→平成25年6月に成立した「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、同年10月、「いじめの防止等のための基本的な方針」（29年3月改定）を策定するとともに、同法及び同基本方針の周知徹底を図っている。また、本年5月には、犯罪とも言うべきいじめ問題に係る警察等との積極的な連携等について、各都道府県教育委員会等に対し、周知したところである。
→令和4年度予算において、いじめ等の未然防止、早期発見及び早期対応、教育相談体制の整備等を実現するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置充実、SNS等を活用した相談体制の整備推進等を内容とする「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」に要する経費を措置しており、地方公共団体におけるいじめ問題等への対応を引き続き支援している。加えて、5年度概算要求においても、同事業を実施するための経費を計上しているところである。

○登下校時における子供の安全を確保するための対策の推進

→平成30年6月に策定した「登下校防犯プラン」に基づき、登下校時の防犯対策に係る地域における連携の強化、通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善、多様な担い手による見守りの活性化、子供の危険回避に関する対策の促進等の各種取組を推進している。
→令和元年5月に発生した川崎市における児童等殺傷事件を受け、地域における見守り活動の強化、小学校に加えて中学校と警察署との間で不審者情報等を共有する体制の構築等の取組を推進している。

○特殊詐欺等から高齢者を守るための総合対策の推進

→令和元年6月、犯罪対策閣僚会議において策定した「オレオレ詐欺等対策プラン」に基づき、全府省庁において、幅広い世代に対して高い発信力を有する著名な方々と連携し、公的機関、各種団体、民間事業者等の協力を得ながら、家族の絆の重要性等を訴える広報啓発活動を多種多様な媒体を活用して展開するなど被害防止対策を推進している。また、電話転送サービスを介した電話番号の悪用への対策をはじめとする犯行ツール対策の強化のほか、効果的な取締り等を推進している。

○悪質商法等に係る厳正な処分の実現及び消費者被害の防止

- 特定商取引法及び消費者安全法に基づき、悪質事案に対して厳正に対処している。
- 通信販売の詐欺的な定期購入商法対策や販売預託の原則禁止を主な内容とする「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律」が令和3年6月に成立、4年6月に施行され、必要な対策を推進している。
- 平成26年の消費者安全法改正により、高齢者等における消費者被害の増加を踏まえ、地方公共団体等が、消費生活上特に配慮を要する消費者への見守り活動を行うことができるよう、消費者安全確保地域協議会を組織できることとなった。
- 消費者庁においては、「地方消費者行政強化作戦2020」（令和2年4月策定）において消費者安全確保地域協議会設置市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上を目標に掲げ、その取組を推進している。

○事業者の内部公益通報対応体制整備の推進

- 事業者に対する、内部公益通報に適切に対応するために必要な体制の整備等（窓口設置、調査、是正措置等）の義務付けや、その実効性確保のための行政措置（助言・指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表）の導入を内容とする「公益通報者保護法の一部を改正する法律」が令和4年6月1日に施行された。消費者庁においては、適切な調査及び行政措置を実施するとともに、全国各地での説明会の開催や解説動画などの公開、研修資料の提供などの周知・啓発活動を行っている。

○地域警察活動の強化

- 警察では、令和4年10月、110番通報の通報者が、スマートフォン又はタブレット端末を用いて、事件・事故等の映像又は画像を送信することができる「110番映像通報システム」の試行運用を開始した。

6 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

○不法滞在対策、偽装滞在対策等の推進

- 関係機関と連携の上、「摘発方面隊」による摘発を推進しているほか、退去強制令書が発付された者については、各国の水際対策の緩和の状況を踏まえ、安全かつ確実な送還を実施している。他方、一部の国では、退去強制令書が発付されているにもかかわらず、自国民の引取りを拒む例が見られることから、関係機関の理解と協力を得つつ、当該国に対し自国民の引取りを求めていくこととしている。
- また、法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に「收容・送還に関する専門部会」を設置し、送還忌避者の増加や收容の長期化を防止するための方策について有識者の方々に議論し、「送還忌避・長期收容問題の解決に向けた提言」を取りまとめ、令和2年7月14日、法務大臣に報告書が提出された。当該提言を踏まえ、様々な御意見・御指摘にも耳を傾けながら検討を行い、第204回通常国会に「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」を提出した。同法案は同国会において成立せず、衆議院の解散に伴

い廃案となったが、送還忌避・長期收容問題の解決は喫緊の課題であり、そのための法整備を早期に行うべく検討を進めている。

→在留外国人に関する情報の収集・分析に加え、入管法に規定された在留資格の取消し等の偽装滞在者対策を推進しているところ、平成29年1月の改正入管法の施行により、在留資格取消手続に係る事実の調査の実施主体に入国警備官が加わったほか、取消事由の拡充、不正に上陸許可等を受けた者に係る罰則が整備された。

7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

○地方警察官の増員等の人的基盤の強化

→令和5年度において、サイバー空間の脅威への対処能力の強化、経済安全保障その他の国の安全を確保するための体制の強化、警察業務のデジタル化・高度化等のため、警察庁職員（161人）の増員を要求している。

○治安関係機関の増員等の人的基盤の強化

→令和5年度において、法務省では、検察庁職員（283人）、矯正官署の職員（刑事施設470人、少年院56人及び少年鑑別所27人）、更生保護官署の職員（地方更生保護委員会11人及び保護観察所80人）、出入国在留管理庁の職員（463人）及び公安調査局等の職員（85人）の増員を要求している。また、財務省では、税関職員（469人）の増員を、海上保安庁では、海上保安官（448人）の増員を要求している。さらに、厚生労働省では、インターネットを利用した薬物事犯の取締強化のため、インターネット監視等に専従で対応する担当課の新設の組織改正を要求している。

○生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備

→警察庁では、令和5年度予算概算要求において、現場執行力の強化に要する経費として、警察用車両、航空機、船舶及び装備資機材等の整備に要する経費（10,649百万円）を要求している。また、海上保安庁では、巡視船艇・航空機等の整備に要する経費（43,159百万円）を要求している。

○治安関係施設の整備の推進

→警察庁では、令和5年度予算概算要求において、警察活動の拠点となる警察署等を整備するとともに、機動隊庁舎、警察学校等の建設・修繕を実施するための経費として、警察活動の拠点施設の整備に要する経費（17,486百万円）を要求している。